

草津市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 121,161	千円 40,000,943	千円 397,335	千円 7,107,159	% 17.8	% 18.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

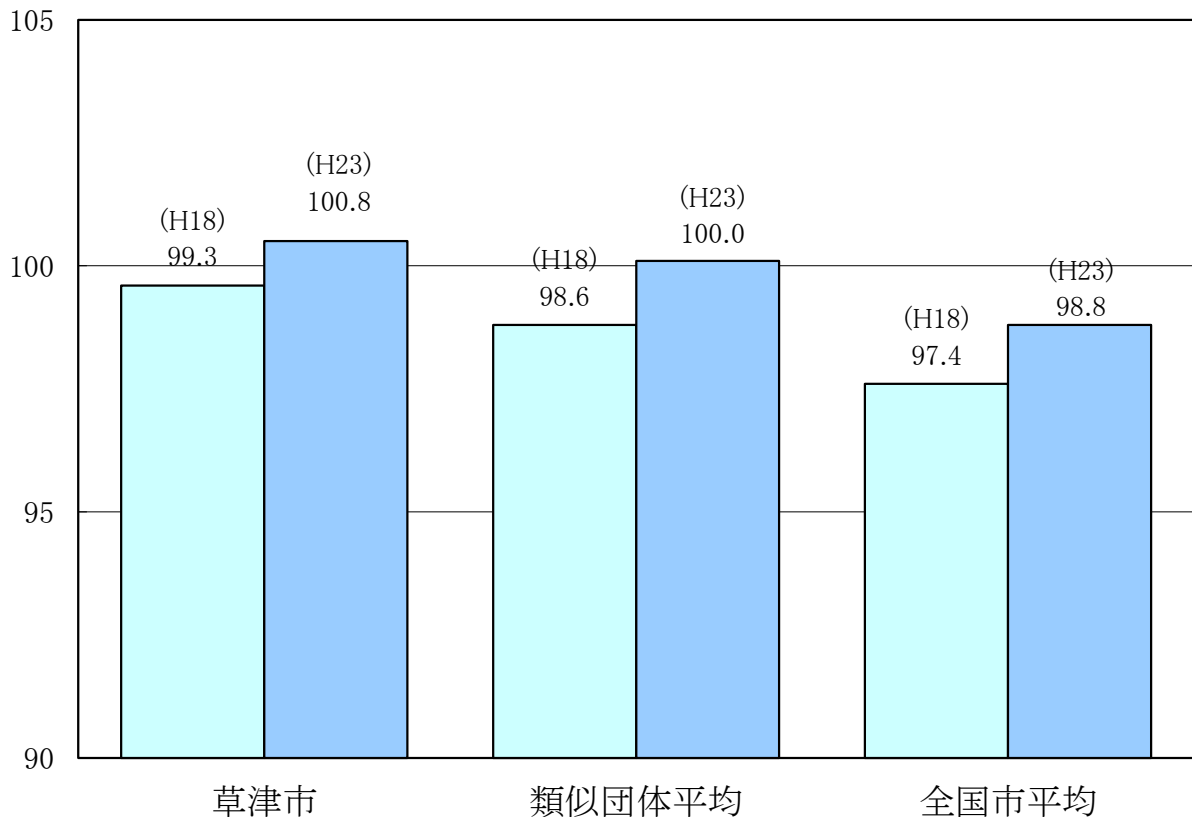
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 643	千円 2,508,039	千円 953,419	千円 978,617	千円 4,440,075	千円 6,905	千円 6,492

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項(平成23年4月1日現在)

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 一般行政職給料表の状況(H23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号級の給料月額	243,700	309,200	356,400	392,900	410,500	430,600	458,400

(注)給料月額は、給与抑制を行う前のものです。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
草津市	42.4 歳	330,900 円	477,189 円	413,967 円
滋賀県	43.3 歳	340,357 円	449,554 円	386,424 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似 団体	43.3 歳	336,925 円	432,199 円	391,830 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職 種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
草津市	53.1 歳	16 人	288,383 円	338,888 円	324,459 円	—	—	—	—
うち用務員	55.2 歳	12 人	287,877 円	326,591 円	321,548 円	用務員	53.8 歳	209,700 円	1.557
うち調理師	28.7 歳	1 人	19,600 円	220,334 円	216,590 円	調理士	40.3 歳	291,100 円	0.757
うち火葬員	54.0 歳	2 人	297,300 円	419,340 円	341,330 円	—	—	—	—
県	52.3 歳	243 人	329,925 円	376,937 円	360,531 円	—	—	—	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	—	321,662 円	—	—	—	—
類似団体	47.3 歳	67 人	331,947 円	393,468 円	373,504 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
草津市	—	—	—
うち用務員	5,200,473 円	2,943,200 円	1.767
うち調理師	3,013,014 円	3,395,800 円	0.887
うち火葬員	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成20~22年の3カ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
草津市	41.1 歳	345,438 円	458,987 円
滋賀県	43.3 歳	372,287 円	427,375 円
類似 団体	41.8 歳	326,564 円	378,989 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区分		草津市	県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	177,906 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	143,778 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	136,514 円	円
	中学卒	133,100 円	124,773 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	269,600 円	305,900 円	359,700 円
	高校卒	222,000 円	271,500 円	324,600 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

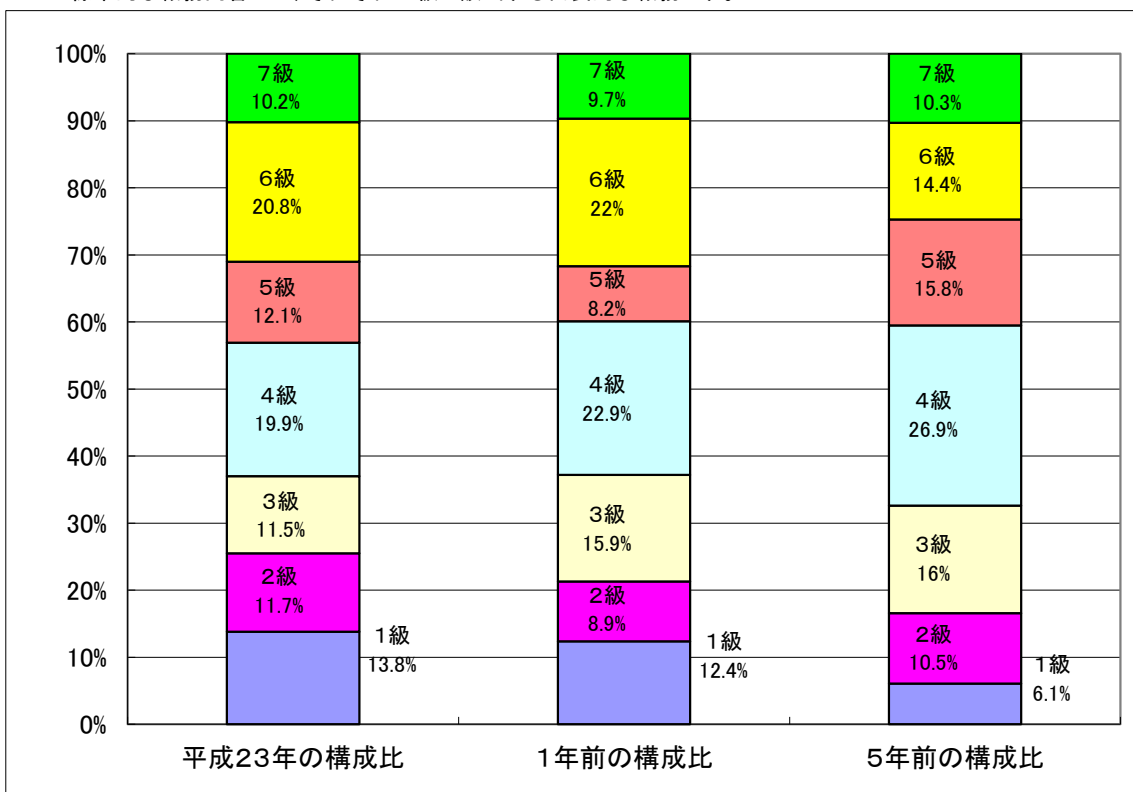
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長・副部長・主監	46人	10.2%
6級	課長	94人	20.8%
5級	副参事	55人	12.1%
4級	専門員	90人	19.9%
3級	主査	52人	11.5%
2級	主任	53人	11.7%
1級	主事	63人	13.8%

(注) 1草津市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務実績の反映状況

昇給は、一年間の勤務実績に応じて次のとおり行っているが、人事評価に基づく勤務実績の昇給への反映は行っていない。

- 要勤務期間すべてを良好な成績で勤務した職員 4号級(2号級)
 - 要勤務期間中に勤務しなかった期間がある職員 昇給調整
- ※()内は55歳の年度末を越えて在職する職員の場合

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

草津市	県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,522 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,696 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 1.45 月分 0.65 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 1.45 月分 0.65 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 1.45 月分 0.65 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 無し	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15%、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤勉手当への勤務実績の反映は行っていません。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

草津市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2～20%加算) 勸奨・定年以外 勸奨・定年	その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2～20%加算)
1人当たり平均支給額 7,560 千円 26,313 千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		237,337 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		369,109 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	10 %	652 人	10 %

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		3,253 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		26,664 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		19.0% %
手当の種類(手当数)		18種類
手当の名称	主な支給対象職員・業務	左記職員に対する支給単価
災害現場出動手当	(1)草津市地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第1項の規定に基づき、作成された計画をいう。以下同じ。)に基づく警戒体制において、危険箇所の巡回または監視業務に従事した職員	日額 250円
	(2)草津市地域防災計画に基づく警戒体制において、危険箇所の応急作業に従事した職員	日額 400円
特殊技能輸送手当	道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に掲げる大型自動車により、複数の乗員輸送の業務に従事した職員	日額 300円
特殊現場作業手当	(1)土砂の崩壊が予想される危険箇所、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所または深夜(午後10時から翌日午前5時までの間をいう。)に工事現場等危険な箇所において行う測量、検査または監督等の業務に従事した職員	日額 300円
	(2)火災現場等へ緊急出動する業務に従事した職員	日額 300円
	(3)地上または水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う測量、検査または工事の監督等の業務に従事した職員	日額 250円
	(4)交通を遮断することなく行う道路上(市長が定めるものに限る。)での維持修繕の作業、雪寒対策作業、測量、交通指導または屋外広告物の撤去作業に従事した職員	日額 250円
福祉業務手当	福祉事務所に勤務し、指導監督または現業を本務とする職員	月額 3,000円
精神衛生業務手当	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第47条に規定する指導業務に類する業務に従事した職員	日額 300円
公害調査等作業手当	草津市の良好な環境保全条例(昭和53年草津市条例第26号)第57条の規定に基づく立入検査等(粉じん、汚水、廃液またはばい煙を直接採取する業務を伴うものに限る。)または下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2に規定する特定事業場(これに準ずる工場または事業場を含む。)への立入検査(汚水を直接採取する業務を伴うものに限る。)に従事した職員	日額 300円
行旅病人等処置手当	(1)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号。以下この項において「法」という。)第2条第1項の規定に基づき行旅病人の救護業務に従事した職員	1件 800円
	(2)法第7条第1項の規定に基づき行旅死亡人の処置に従事した職員	1件 2,500円

手当の名称	主な支給対象職員・業務	左記職員に対する支給単価
清掃処理業務手当	(1)クリーンセンターに勤務する職員	月額 5,000円
	(2)公共の場所において廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定するものをいう。)の収集または処理業務に従事した職員	日額 500円
火葬業務手当	火葬業務を本務とする職員	月額 10,000円
	火葬業務を本務とする職員	1件 500円
感染症防疫作業手当	感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する感染症(規則で定めるものに限る。)および家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に規定するものならびに結核をいう。以下同じ。)が発生し、または発生するおそれのある場合において、感染症の患者もしくは感染症の疑いのある患者の収容、救護、指導もしくは発生箇所の消毒または家畜伝染病にかかっている家畜もしくはかかっている疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した職員	日額 300円
毒劇物取扱手当	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定する毒物等を使用して化学検査もしくは研究に従事した職員または毒物等を直接取り扱う業務に従事した職員	日額 250円
変則勤務手当	土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する休日に規則で定める施設で、正規の勤務時間に勤務する職員	日額 500円
年末年始手当	年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)の期間中で、正規の勤務時間に勤務する職員	日額 5,000円
園外活動業務手当	遠足、旅行またはこれらに準ずる園外活動において児童を引率して行う指導業務に従事した幼稚園教諭、保育士等	日額 300円
用地等交渉手当	正規の勤務時間外に、現地において公共用地の取得またはこれに伴う補償業務に従事した職員	日額 350円
市税業務手当	(1)市税事務に従事し、出張による徴収業務を本務とする職員	月額 3,000円
	(2)滞納処分による財産の差押えに関する業務に従事した職員	1件 350円
税外収入業務手当	滞納処分による財産の差押えに関する業務に従事した職員	日額 350円
滞納整理手当	市税または市税外収入の滞納整理のため出張による徴収業務に従事した職員	日額 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	371,558 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	578 千円
支給実績(前年度決算)	380,298 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(前年度決算)	590 千円

※休日勤務手当は含んでいません。

(6) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円、配偶者以外の扶養親族 各6,500円、配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目 11,000円、満16～22歳の子 各5,000円加算。	同		67,303 千円	219,944 円
住居手当	家賃を月額9,100円以上を支払っている職員に対し、家賃額に応じて30,000円を限度に支給。持ち家居住者に2,200円を支給。	異	家賃12,001円以上、27,000円を限度。	33,599 千円	98,821 円
通勤手当	交通機関の利用者に、1か月あたりの運賃55,000円を限度に支給。交通用具使用者に、距離に応じて4,100～25,200円支給、駐車場利用者に4,000円を限度に利用料金の2分の1加算、駐輪場利用者に1,500円を限度に利用料金の2分の1支給。	異	交通用具利用者に、距離に応じて2,000～24,500円支給、駐輪駐車場加算なし。	57,972 千円	104,643 円
管理職手当	役職により定額の手当を支給。 最高額:92,000円 最低額:59,300円	同		164,069 千円	770,277 円
休日勤務手当	国民の祝日や年末年始の休日等に勤務した場合に支給 (135/100,160/100)。	同		7,975 千円	12,403 円
宿日直手当	常直の職員に対して支給 (月額21,000円)。	同			
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日等に止むを得ず出勤し、かつ、その振替が困難な場合に支給。	同			

6 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	945,000 円 ()	(参考)類似団体における最高/最低額 1,030,000 円/ 609,700 円
	副市長	795,000 円 ()	865,000 円/ 592,800 円
報酬	議長	569,000 円 ()	760,000 円/ 420,100 円
	副議長	502,000 円 ()	670,000 円/ 366,600 円
	議員	452,000 円 ()	620,000 円/ 338,800 円
期末手当	市長 助役 収入役	(22年度支給割合) 2.95 月分	
	議長 副議長 議員	(22年度支給割合) 2.95 月分	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の支払額) (支給時期)
	副市長	給料月額×支給割合(41/100)×在職月数	任期毎
	備考	給料月額×支給割合(31/100)×在職月数	

(注)1 給料および報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給与月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

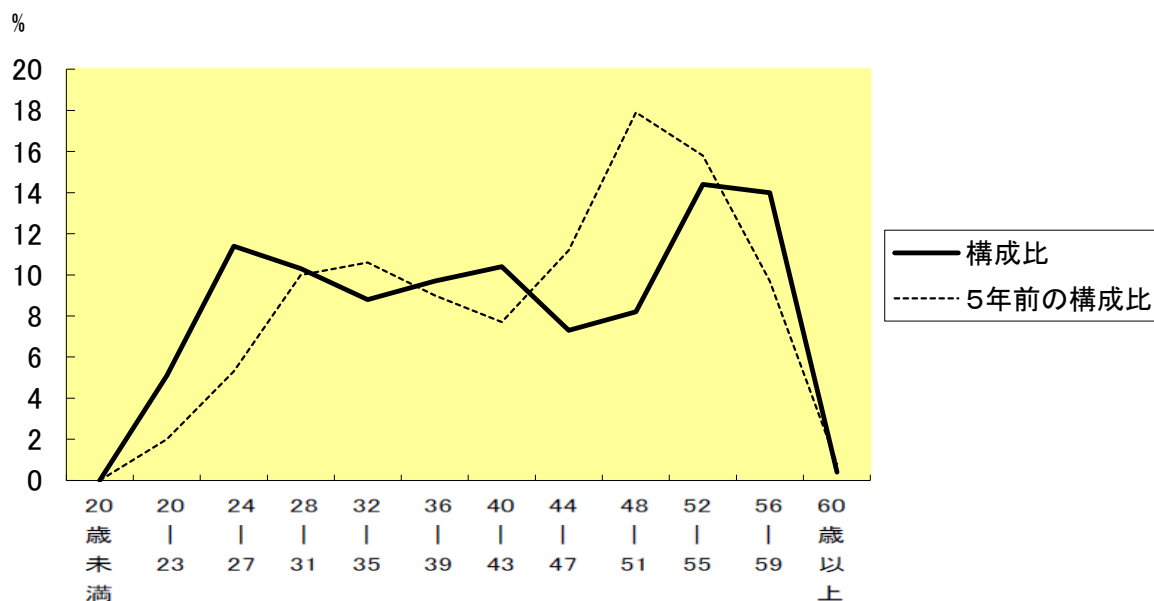
(各年4月1日現在)

区分 部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年		
普通会計部門	議会	6	7	1	配置換え
	総務企画	138	141	3	業務の増加
	税務	34	33	-1	事務の統廃合縮小など
	民生	175	182	7	業務の増加
	衛生	51	51	0	
	労働	6	6	0	
	農林水産	16	16	0	
	商工	12	11	-1	事務の統廃合縮小など
	土木	81	87	6	業務の増加
	計	519	534	15	<参考> 人口1万人当たり職員数44.07人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数44.26人)
教育	125	119	-6	事務の統廃合縮小など	
小計	644	653	9	<参考> 人口1万人当たり職員数53.90人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数61.30人)	
公営企業部等門	水道	34	32	-2	事務の統廃合縮小など
	下水道	16	15	-1	事務の統廃合縮小など
	その他	30	30	0	
	小計	80	77	-3	
合計	724 [771]	730 [771]	6 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数60.25人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	37人	83人	75人	64人	71人	77人	53人	60人	105人	102人	3人	730人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

(単位:人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)	
	18年	19年	20年	21年	22年	23年		
一般職員	527	511	501	506	519	534	7	1.3%
教育	130	127	125	127	125	119	▲ 11	(▲ 8.5%)
消防	—	—	—	—	—	—	—	—
公営企業	85	82	87	77	80	77	▲ 8	(▲ 9.4%)
総合計	742	720	713	710	724	730	▲ 12	(▲ 1.6%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (受託工事費を除く) A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)21年度の総費用 (受託工事費を除く)に 占める職員給与費比率
22年度	千円 2,109,518	千円 265,064	千円 389,042	% 18.4	% 12.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 35	千円 147,388	千円 54,254	千円 58,899	千円 260,541	千円 7,444	千円 6,443

(注)1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
草津市	46.8 歳	418,017 円	612,052 円
団体平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円
事業者	歳		円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

草津市		草津市普通会計	
1人当たり平均支給額(22年度)		1人当たり平均支給額(22年度)	
1,683 千円		1,522 千円	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

普通会計にて、一般行政職と同様の制度で支給(普通会計4-(2)参照)

ウ 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		14,732 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		420,914 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	10 %	32 人	10 %

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	636 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	53,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	34.3 %	
手当の種類(手当数)	19種類	
手当の名称	主な支給対象職員・業務	左記職員に対する支給単価
停水処分手当	草津市上水道事業給水条例(昭和37年草津市条例第20号)第35条の規定に基づく停水処分の業務に従事した職員	1件 350円
その他については、一般行政職と同様(普通会計の4-(4)参照)		

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	8,340 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	238 千円
支給実績(21年度決算)	6,812 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	197 千円

(注)時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みません。

カ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異 同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円、配偶者以外の扶養親族 各6,500円、配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目 11,000円、満16～22歳の子 各5,000円加算。	同		7,055 千円	251,964 円
住居手当	家賃を月額9,100円以上を支払っている職員に対し、家賃額に応じて30,000円を限度に支給。持ち家居住者に2,200円を支給。	同		2,793 千円	116,367 円
通勤手当	交通機関の利用者に、1か月あたりの運賃55,000円を限度に支給。交通用具使用者に、距離に応じて4,100～25,200円支給、駐車場利用者に4,000円を限度に利用料金の2分の1加算、駐輪場利用者に1,500円を限度に利用料金の2分の1支給。	同		3,746 千円	120,834 円
管理職手当	役職により定額の手当を支給。 最高額:92,000円 最低額:59,300円	同		9,240 千円	770,000 円